

1. 安全衛生管理基本計画

当法人の安全に対する基本方針は、従業員及び利用者の健康と安全を確保し、それにより「法人経営理念」を達成することである。

そして、当法人の全従業員は事業所内のあらゆる事故、災害、職業病の防止に積極的に活動する。

また、KY活動、ヒヤリハット活動、5S活動を実施し、危険に対する予知能力を磨き潜在的な危険要素を除去し、職場内の安全環境の向上に尽力する。

●安全衛生基本方針

「作業手順を徹底して、安心、安全な介護現場を実現する

＜安全はすべてに優先する＞」

- ①介護事故の撲滅
- ②健康障害の防止
- ③交通災害、火災災害の防止

●安全衛生スローガン

「安全は、一人ひとりが“責任者”、みんなで築こう 職場の安全」

●重点実施事項

- 腰痛事故の防止
 - ・福祉機器の作業手順の周知と遵守を徹底し、腰痛予防対策を図る
- 転倒、転落事故の防止
 - ・床面の水切りの徹底や手すりなど安全装置の使用徹底を図る
- 5S活動の徹底
 - ・5S活動を徹底して、職場環境の保全を図る
- 健康障害の防止
 - ・メンタルヘルス不調による休業者発生の防止を図り、快適職場を形成する
- 火災事故の防止
 - ・消防設備や電気設備の自主点検を徹底し、火災防止を図る
- 交通災害の防止
 - ・交通災害、特に車両災害の撲滅を図る

●特に防止すべき災害

①腰痛防止対策の徹底

- ・ノーリフト介助の定着と推進を図る

②転倒、転落事故の防止

- ・再発防止策を徹底して、不安全行動による介助時の転倒、安全策不備によるベッドやストレッチャーからの転落事故を防ぐ

③健康診断の完全実施とフォロー

- ・年間の所定の健康診断を必ず実施し、診断結果のフォローを確実に実施する

④健康障害の防止

- ・過重労働防止のため、1010 運動（就業時間厳守運動）を厳守する

⑤メンタルヘルス不調の防止

- ・ストレスチェック制度を導入し、虐待防止研修やセクシュアルハラスメント防止研修等によりメンタルヘルス不調を防止する

⑥火災事故の防止

- ・防火訓練と日常点検を徹底し、火災事故を防ぐ

⑦交通災害の防止

- ・交通安全教育と始業点検を徹底し、送迎車両、通勤車両の交通災害を防止する

2. 安全衛生管理計画

安全衛生委員会

- 4月
 - ・事業計画説明（安全衛生管理計画の周知）
 - ・人権啓発研修（虐待防止、セクハラ防止）
- 5月
 - ・防災訓練（昼間、消防署合同、消火訓練）
 - ・救急対応訓練（AED、心肺蘇生法研修）
- 6月
 - ・交通安全講習会（あわら警察署交通課）
 - ・利用者健康診断

- 7月
 - ・全国安全週間（職場安全パトロールの実施、5S活動強調月間）
- 8月
 - ・避難誘導訓練(自主)
- 9月
 - ・職員健康診断

- 10月
 - ・全国衛生週間（メンタルヘルス研修）
- 11月
 - ・防災訓練（夜間）
 - ・交通安全講習会（あわら警察署交通課）
- 12月
 - ・年末年始災害防止（職場安全パトロールの実施、KY活動強調月間）

- 1月
 - ・利用者健康診断
- 2月
 - ・避難誘導訓練(自主)
- 3月
 - ・職員健康診断

- ・消防自主点検（毎月、各事業所）

3. 会議組織

安全衛生委員会

毎月1回 経営会議メンバー（常務理事含む）で構成